

鴻巣保健所管内 「多職種との栄養連携に向けた現況」 アンケート実施結果

実施時期：令和8年5月29日から6月12日

依頼施設：医療機関・介護関連施設等 127施設

回答施設：39施設 施設回答率 30.7%

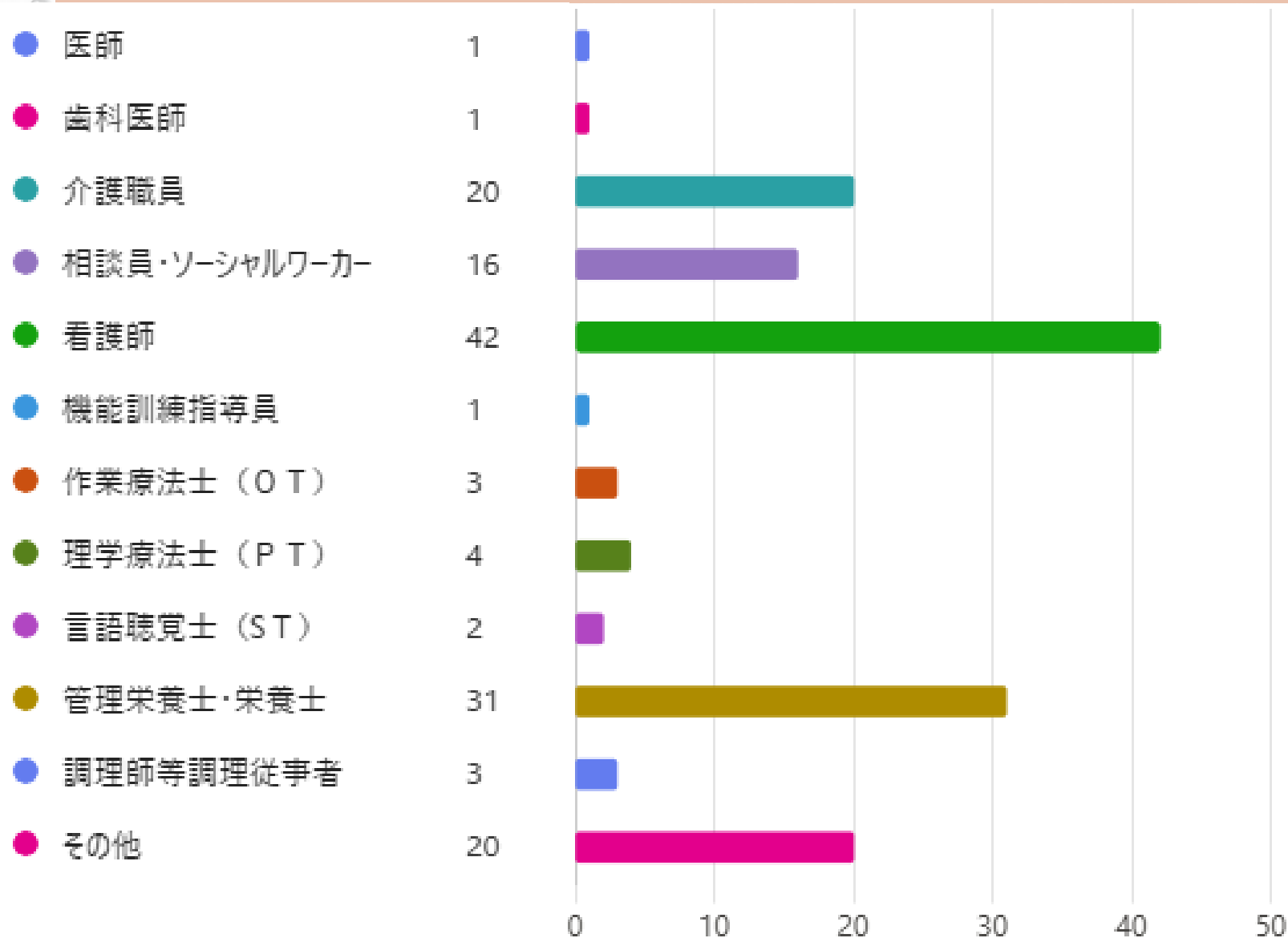
回答件数：144件（同一施設の別職種含む）

回答対象：医師・歯科医師・介護職員・相談員・ソーシャルワーカー・看護師機能訓練指導員・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・管理栄養士・栄養士 調理従事者等 その他関係職員

【参考情報】 [⑥栄養情報連携料の新設（一部の入院料を除く）.pdf](#)

令和6年度診療報酬改定 II－3 リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進－⑦

回答者職種（職種が無い場合は、業務上の職名）



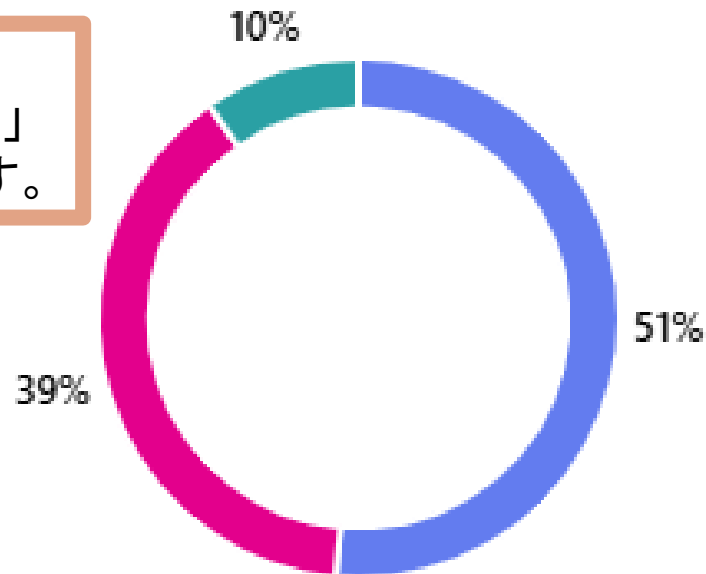
「看護師・介護職員・ソーシャルワーカー」の回答が54%を占めた。

「その他」は事務職の方の回答でした

管理栄養士・栄養士以外の職種に78.5%の回答でした。

貴施設の「食事形態一覧」や
「摂食嚥下早見表」等を
見たことはありますか？

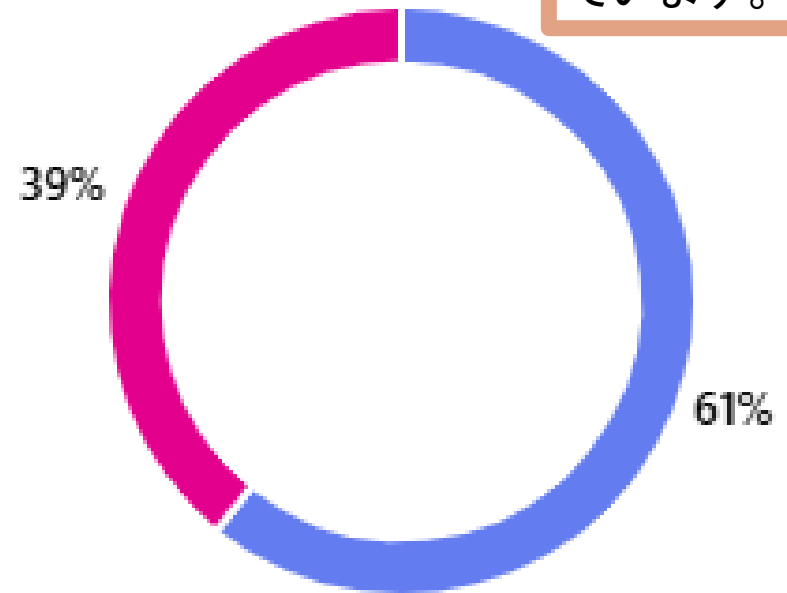
約半数は
「見たことがない」
と回答しています。



- 見たことがある 74
- 見たことはない 56
- わからない 14

「見たことがある」方に
伺います。

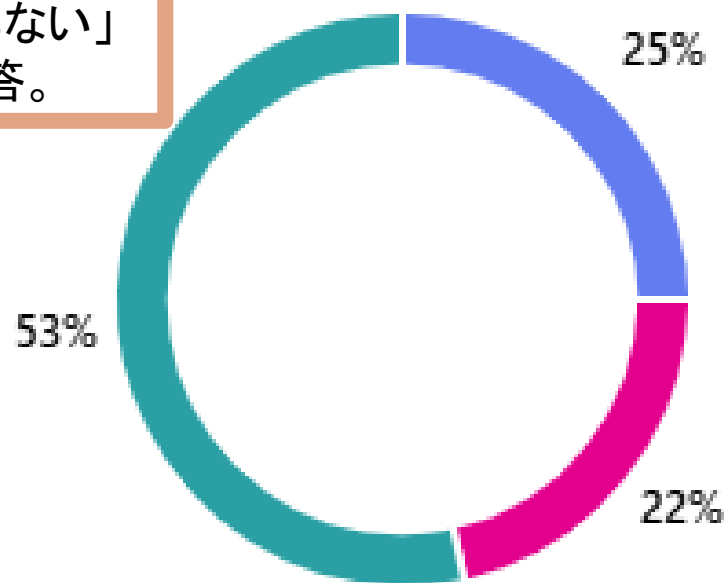
「見たことがある」
人の6割が活用し
ています。



- 見たことがあり、栄養情報連携に活用している。 45
- 見たことがあり、栄養情報連携には活用していない。 29

嚙下調整食学会分類2021 について伺います。

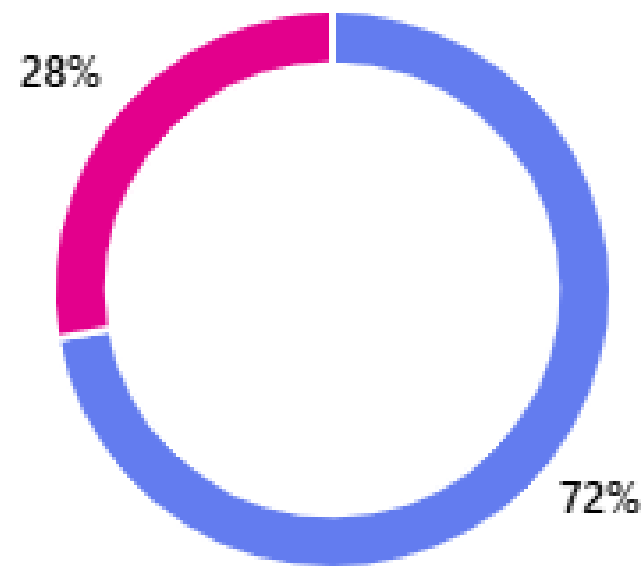
約半数は
「知らない」
と回答。



- 名称を知っており、内容、コード分類を理解している。 36
- 名称を知っているが、内容、コード分類は十分理解していない。 31
- 知らない 77

「名称を知っており、内容、 コード分類を理解している。」 方にお伺います。

理解している方
の72%が栄養
情報連携に活
用しています。



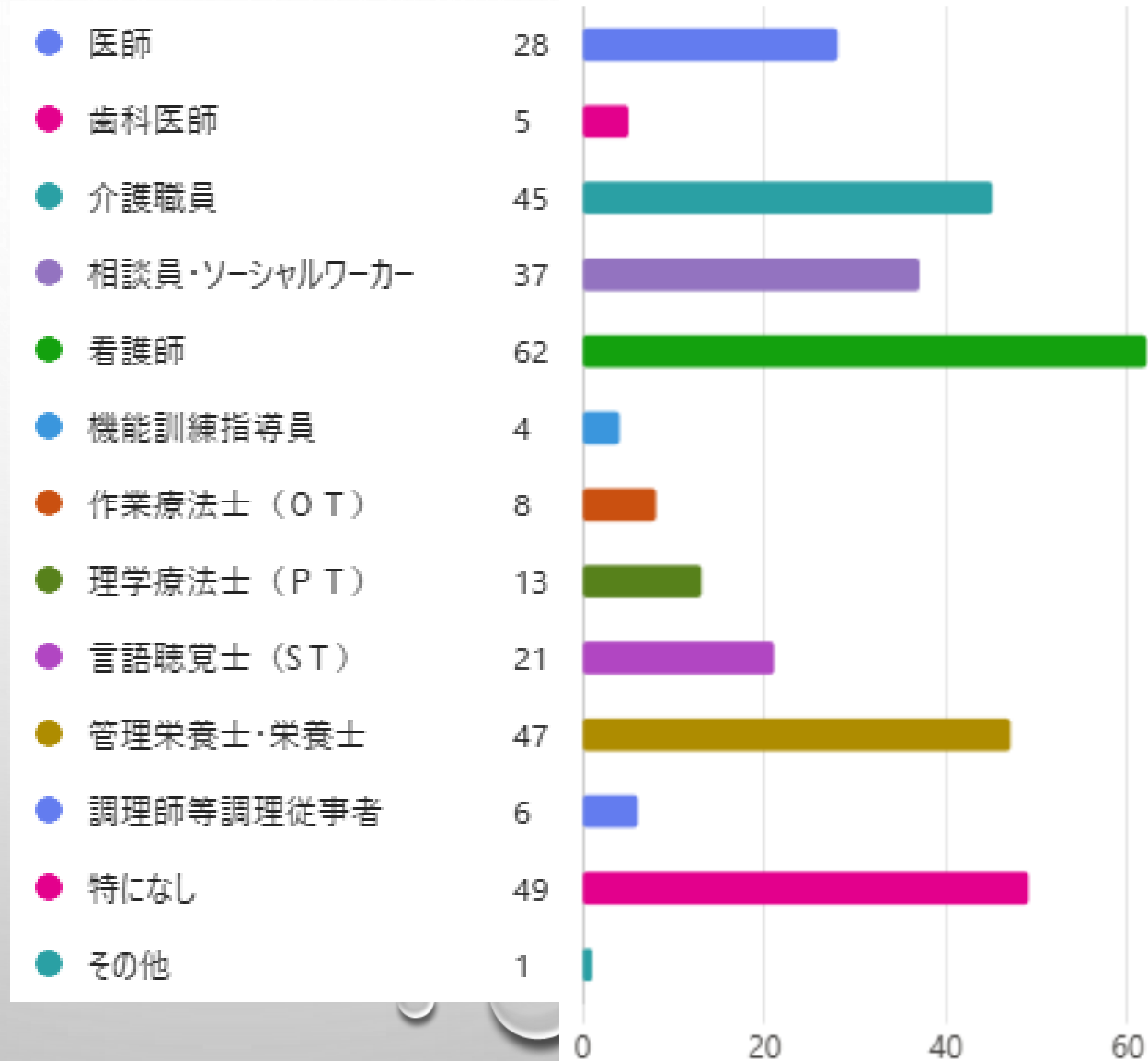
- 見たことがあり、栄養情報連携に活用している。 26
- 見たことがあるが、栄養情報連携には活用していない。 10

右記の職種から患者 (入所者)の 「食事に関する相談」 を受ける事があります か？

複数回答

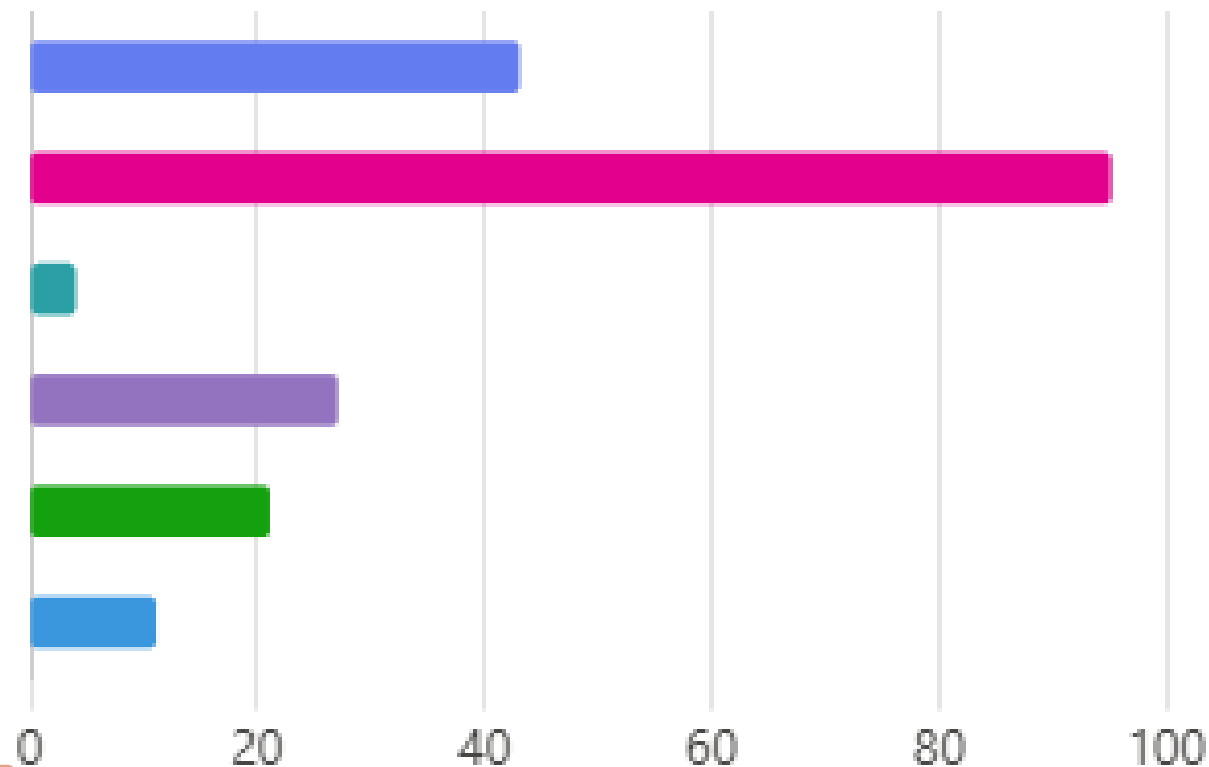
「看護師・介護職員・相談員・ソーシャル
ワーカー・医師・言語聴覚士」の順に相談対
応が多かった。
「特になし」と回答した者は34%でした。

なお、「相談を受ける」と回答した者で摂食
嚥下早見表を「知らない」と回答した者は41
名 約36%でした。



患者・利用者の食事支援として退院（退所）や入院（入所）の際の情報連携をどのようにしていますか？ 複数回答

● 栄養情報連携書	43
● 看護サマリー	95
● FAXでの問い合わせ	4
● 電話での問い合わせ	27
● 不明	21
● その他	11



「最も多く活用されていたのは「看護サマリー」でした。「栄養情報連携書」の約2倍活用されていました。

電話やFAX等の定型文書以外の方法で情報共有を行っているケースも見受けられました。

「栄養情報連携料」(診療報酬)という言葉を知っていますか？(医療と介護の栄養情報連携の加算)

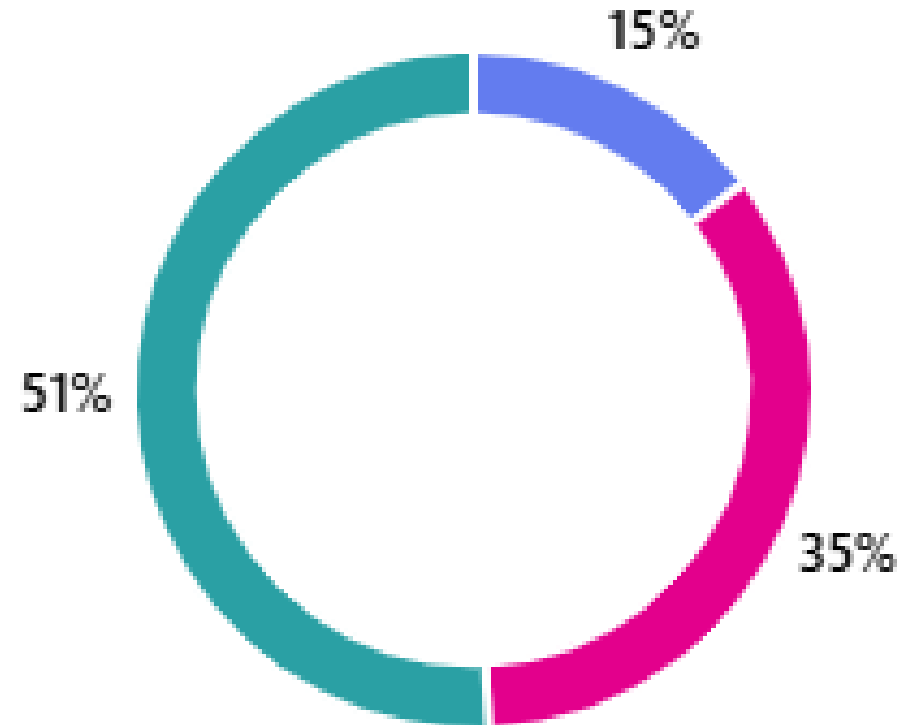
「内容を理解している者」は15%

75%が「十分理解していない」「知らない」と回答している。

食事と身体状況の保持・向上が関連している事は理解されていると推測します。

しかしながら、「栄養情報連携」が保険診療点数の加算に繋がる事を多職種で共有しているとは言い難い現状でした。

管理栄養士が施設内でどのような調整を推進すべきなのかの検討が必要です。



- 名称を知っており、内容を理解している。 21
- 名称を知っているが、内容は十分理解していない。 50
- 知らない。 73

医療と介護における栄養情報連携の推進（再掲）

栄養情報連携料の新設

- 医療と介護における栄養情報連携を推進する観点から、入院栄養食事指導料の栄養情報提供加算について、名称、要件及び評価を見直す。

（新）栄養情報連携料

70点

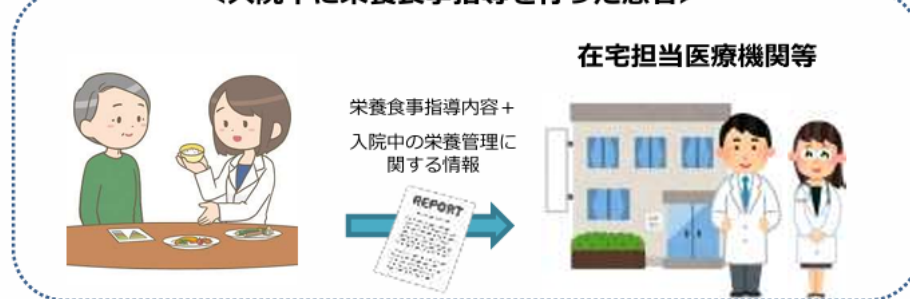
〔対象患者〕

- ア 入院栄養食事指導料を算定した患者
- イ 退院先が他の保険医療機関、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第34条第1項規定する指定障害者支援施設等若しくは児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設（以下この区分番号において「保険医療機関等」という。）であり、栄養管理計画が策定されている患者

〔算定要件〕

- （1）区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料を算定した患者に対して、退院後の栄養食事管理について指導を行った内容及び入院中の栄養管理に関する情報を示す文書を用いて説明し、これを他の保険医療機関等の医師又は管理栄養士に情報提供し、共有した場合に、入院中1回に限り算定する。
- （2）（1）に該当しない場合であって、当該保険医療機関を退院後に他の保険医療機関等に転院又は入所する患者であって栄養管理計画が策定されているものについて、入院中の栄養管理に関する情報を示す文書を用いて当該他の保険医療機関等の管理栄養士に情報提供し、共有した場合に、入院中に1回に限り算定する。
- （3）区分番号B015に掲げる退院時共同指導料2は別に算定できない。
- （4）区分番号A308に掲げる回復期リハビリテーション病棟入院料（回復期リハビリテーション入院料1に限る。）においては、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料と同様に、包括範囲外とする。

＜入院中に栄養食事指導を行った患者＞



＜介護保険施設等に退院する患者＞

